

平成23年1月30日(14:30)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
室長補佐 島村 力夫(内線2898)
救助係長 吉田 卓郎(内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

大雪にかかる災害救助法の適用について (第2報)

1 災害の概要

新潟県において、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、新潟県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【新潟県】			
長岡市(ながおかし)	1月27日	連日の降雪により、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。	
小千谷市(おぢやし)	1月27日		
十日町市(とおかまち)	1月27日		
魚沼市(うおぬまし)	1月27日		
※上越市(じょうえつし)	1月30日		
※東蒲原郡阿賀町 (ひがしかんばらぐんあがまち)	1月30日		

〈注〉※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・ 障害物の除去